

議案第 23 号

三宅町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

三宅町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和4年3月2日提出

三宅町長 森田 浩司

1
2
3

4
5
6

三宅町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用す
ることに伴う関係条例の整備に関する条例

(三宅町下水道事業の設置等に関する条例の新規制定)
三宅町下水道事業の設置等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

三宅町下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 町民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資するため、公共下水道事業(以下「下水道事業」という。)を設置する。

(法の全部適用)

第1条の2 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第2条 下水道事業は常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進する様に運営されなければならない。

2 下水道事業の排水区域、処理区域、処理人口及び1日最大処理能力は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画において定めるものとする。

(組織)

第3条 法第7条但書及び令第8条の2の規定に基づき、下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、下水道事業の権限を有する町長(以下「管理者」という。)の事務を処理させるためまちづくり推進部土木管理課を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払以外の方法による譲渡にあつてはその適正な見積価額)が7,000,000円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第4項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が

100,000 円以上とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額またはその目的物の価額が5,000,000円以上のもの及び法律上町の業務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が1,000,000円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第7条 管理者は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに、町長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載すると共に、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、速やかに提出しなければならない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の新規制定)
企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を次のとおり制定するものとする。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第38条第4項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いた金額とする。

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料表)

第3条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。

3 給料表の種類は、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従つて定めなければならない。

(管理職手当)

第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき、下水道事業の権限を有する町長(以下「管理者」という。)が指定するものについて支給する。

(扶養手当)

第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母経理の状況
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

(地域手当)

第5条の2 地域手当は、この条例の適用を受ける職員に支給する。

(住居手当)

第6条 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員及びその所有に係る住宅(管理者が定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員で管理者が定めるものに住居手当を支給する。

(通勤手当)

第6条の2 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料道路(第3号において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(第3号において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員
- (2) 通勤のため自転車その他の用具(次号において「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員

(特殊勤務手当)

第7条 特殊勤務手当は次の各号に定める道路上の作業に従事する職員に支給する。

- (1) 道路舗装等の補修
- (2) 見通しの悪い箇所の草刈り及び側溝の泥上げ
- (3) 緊急の管路復旧業務の立会

2 前項の手当の額は、道路上の作業に従事した日、1日につき400円とする。

(時間外勤務手当)

第8条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

(休日勤務手当)

第9条 職員には正規の勤務日が休日等(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。))をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に関わる代休日をいう。以下同じ。)にあつても、正規の給与を支給する。

2 休日の勤務手当は、休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。

(夜間勤務手当)

第10条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

(宿日直手当)

第11条 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の勤務は、第8条、第9条及び前条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第11条の2 第4条の規定に基づく管理者が指定する職にある職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する

(期末手当)

第12条 期末手当は、6月及び12月に職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。

(勤勉手当)

第13条 勤勉手当は、6月及び12月に職員の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。

(給与の減給)

第14条 職員が勤務しないときは、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は休日である場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合(組合休暇の許可を受けた場合を除く。)を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、病院又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(退職者の給与)

第15条 職員が退職(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書の許可を受けた場合を除く。)にされたときは、管理者が定めるところにより給与を支給することができる。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第15条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

(会計年度任用企業職員の給与)

第16条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会

計年度任用職員として任用される企業職員(次項において「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び特殊勤務手当
- (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び特殊勤務手当

2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第47号)の規定を準用する。

(給与の支給)

第17条 支給方法は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年8月三宅村条例第38号)及び三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年三宅町条例第16号)を準用する。

(再任用職員についての適用除外)

第18条 第5条及び第6条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(三宅町特別会計条例の一部改正)

三宅町特別会計条例（昭和55年12月12日条例第18号）の一部を次のとおり改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

三宅町特別会計条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>削る</p> <p><u>(2) 介護保険特別会計</u></p> <p><u>(3) 後期高齢者医療特別会計</u></p> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 前条各号に掲げる特別会計の歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>削る</p> <p><u>(2) 介護保険特別会計</u>においては、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び付属収入をもつてその歳入とし、介護保険事業費及びその他の諸支出をもつてその歳出とする。</p> <p><u>(3) 後期高齢者医療特別会計</u>においては、保険料、負担金、一般会計繰入金及び付属収入をもつてその歳入とし、後期高齢者医療保険事業及びその他の諸支出をもつてその歳出とする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 公共下水道事業特別会計</u></p> <p><u>(3) 介護保険特別会計</u></p> <p><u>(4) 後期高齢者医療特別会計</u></p> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 前条各号に掲げる特別会計の歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 公共下水道事業特別会計</u>においては、下水道事業収入、国庫支出金、一般会計繰入金、地方債及び附属収入をもつてその歳入とし、下水道事業費、地方債の償還金及び利子その他の諸支出をもつて歳出とする。</p> <p><u>(3) 介護保険特別会計</u>においては、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び付属収入をもつてその歳入とし、介護保険事業費及びその他の諸支出をもつてその歳出とする。</p> <p><u>(4) 後期高齢者医療特別会計</u>においては、保険料、負担金、一般会計繰入金及び付属収入をもつてその歳入とし、後期高齢者医療保険事業及びその他の諸支出をもつてその歳出とする。</p>

(三宅町下水道条例の一部改正)

三宅町下水道条例(昭和59年9月14日条例第39条)の一部を次のとおり改正する。

第3条第1項第18号中「町長」を「下水道事業の権限を有する町長(以下「管理者」という。)」に改める。

第3条第1項第19号中「町長」を「管理者」に改める。

第3条の3第1項第3号中「規則」を「規程」に改める。

第3条の3第1項第5号中「規則」を「規程」に改める。

第3条の3第1項第6号中「規則」を「規程」に改める。

第4条第1項中「町長」を「管理者」に改める。

第5条第1項第3号中「規則」を「規程」に改める。

第7条中「規則」を「規程」に、「町長」を「管理者」に改める。

第8条第1項中「町長」を「管理者」に改める。

第8条第2項中「規則」を「規程」に改める。

第10条第1項中「規則」を「規程」に、「町長」を「管理者」に改める。

第10条第3項中「町長」を「管理者」に改める。

第10条第4項中「規則」を「規程」に改める。

第11条第1項中「町長」を「管理者」に改める。

第14条第2項中「規則」を「規程」に改める。

第15条第1項中「規則」を「規程」に、「町長」を「管理者」に改める。

第16条第2項中「規則」を「規程」に、「町長」を「管理者」に改める。

第17条中「規則」を「規程」に改める。

第18条中「町長」を「管理者」に改める。

第19条中「町長」を「管理者」に改める。

第20条中「町長」を「管理者」に改める。

第22条第1項中「規則」を「規程」に、「町長」を「管理者」に改める。

第22条第2項中「町長」を「管理者」に改める。

第23条第1項中「町長」を「管理者」に改める。

第23条第2項第3号「現に破産宣告を受けている者」を「現に破産手続開始の決定を受けている者」に改める。

第24条中「町長」を「管理者」に改める。

第25条中「規則」を「規程」に、「町長」を「管理者」に改める。
第26条中「町長」を「管理者」に改める。
第27条中「規則」を「規程」に、「町長」を「管理者」に改める。
第29条中「町長」を「管理者」に改める。
第30条第1項中「町長」を「管理者」に改める。
第30条第3項中「町長」を「管理者」に改める。
第31条第1項第2号中「町長」を「管理者」に改める。
第31条第1項第3号中「町長」を「管理者」に改める。
第31条第1項第4号中「町長」を「管理者」に改める。
第31条第2項中「町長」を「管理者」に改める。
第32条中「町長」を「管理者」に改める。
第33条第2項中「町長」を「管理者」に改める。
第33条第3項中「町長」を「管理者」に改める。
第34条中「町長」を「管理者」に改める。
第35条第1項中「町長」を「管理者」に改める。
第37条第1項中「規則」を「規程」に、「町長」を「管理者」に改める。
第38条第2項中「町長」を「管理者」に改める。
第40条の2中「規則」を「規程」に改める。
第41条中「町長」を「管理者」に改める。
第42条中「町長」を「管理者」に改める。
第43条中「町長」を「管理者」に改める。
第45条中「町長」を「管理者」に改める。
第46条第1項中「町長」を「管理者」に改める。
第46条第1項第3号中「町長」を「管理者」に改める。
第46条第2項中「町長」を「管理者」に改める。
第47条第1項中「町長」を「管理者」に改める。
第47条第2項中「町長」を「管理者」に改める。
第47条第3項中「町長」を「管理者」に改める。
第49条中「規則」を「規程」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

三宅町下水道条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(用語の定義) 第3条 (略)</p> <p>(1) ～ (17) (略)</p> <p>(18) 中間排水 公衆浴場及び管理者の認める公共、公益(収益事業を行う部門を除く。)関係の業種を除いた工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が1月300立方メートルを超え750立方メートル以下の部分をいう。</p> <p>(19) 特定排水 公衆浴場及び管理者の認める公共、公益(収益事業を行う部門を除く。)関係の業種を除いた工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が1月750立方メートルを超える部分をいう。</p> <p>(排水施設の構造の基準) 第3条の3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規程で定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規程で定める措置が講ぜられていること。</p> <p>(6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規程で定める数値を下回ら</p>	<p>(用語の定義) 第3条 (略)</p> <p>(1) ～ (17) (略)</p> <p>(18) 中間排水 公衆浴場及び町長の認める公共、公益(収益事業を行う部門を除く。)関係の業種を除いた工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が1月300立方メートルを超え750立方メートル以下の部分をいう。</p> <p>(19) 特定排水 公衆浴場及び町長の認める公共、公益(収益事業を行う部門を除く。)関係の業種を除いた工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が1月750立方メートルを超える部分をいう。</p> <p>(排水施設の構造の基準) 第3条の3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。</p> <p>(6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回ら</p>

<p>ないものとし、かつ、計画下水道量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。</p> <p>(7) ～ (10) (略)</p> <p>(排水設備の設置義務)</p> <p>第4条 義務者は、公共下水道の供用開始の日から6ヶ月以内に排水設備を設置しなければならぬ。ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、この期間を延長することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(排水設備の新設方法等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 排水設備の構造基準は、規程で定めるところによること。</p> <p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第7条 排水設備又は前条の排水施設(以下「排水設備等」という。)の新設等を行うおととする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて、規程で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。確認を受けた計画を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(排水設備等の設計及び工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の設計及び工事は、管理者が指定した排水設備等工事業者(以下「指定工事店」という。)によつて行わなければならない。ただし、特定の工事で管理者が特別な理由があると認めるときは指定工事店と同等以上の資格がある排水設備工事業者に行わせることができる。</p> <p>2 前項の指定工事店について必要な事項は、別に規程で定める。</p>	<p>ないものとし、かつ、計画下水道量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。</p> <p>(7) ～ (10) (略)</p> <p>(排水設備の設置義務)</p> <p>第4条 義務者は、公共下水道の供用開始の日から6ヶ月以内に排水設備を設置しなければならぬ。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この期間を延長することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(排水設備の新設方法等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 排水設備の構造基準は、規則で定めるところによること。</p> <p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第7条 排水設備又は前条の排水施設(以下「排水設備等」という。)の新設等を行うおととする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、町長の確認を受けなければならない。確認を受けた計画を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(排水設備等の設計及び工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の設計及び工事は、町長が指定した排水設備等工事業者(以下「指定工事店」という。)によつて行わなければならない。ただし、特定の工事で町長が特別な理由があると認めるときは指定工事店と同等以上の資格がある排水設備工事業者に行わせることができる。</p> <p>2 前項の指定工事店について必要な事項は、別に規則で定める。</p>
---	---

(排水設備等の工事の検査)

第10条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、工事完了の日から5日以内に規程で定めるところによりその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて、町の職員が検査を受けなければならない。この場合において検査に特別の費用を要したときは、その工事を行った指定工事店(第8条第1項ただし書きの規定により指定工事店以外の者が工事を行ったときは、その者。以下同じ。)が、その費用を負担しなければならない。

2 (略)

3 管理者は、第1項の検査に合格したときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

4 前項の検査済証の様式は、規程で定める。

5 (略)

(取付ます及び取付管の取付及び費用負担)

第11条 公共下水道に下水を流入させるために町が設置する公共下水道の取付ます及び取付管(以下「公共ます等」という。)の箇所数は、一つの敷地につき一箇所とする。ただし、建築物の立地状況その他の理由により、これにより難いと管理者が認めたとときはこの限りでない。

2 (略)

(除害施設の設置等)

第14条 (略)

(1) ～ (10) (略)

2 第12条及び前項の規定は、規程で定める項目にかかる汚水で、規程で定める量のものについては適用しない。

(除害施設の新設等の届出)

第15条 除害施設の新設等を行おうとする者は、規程で定めるところに

(排水設備等の工事の検査)

第10条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、工事完了の日から5日以内に規則で定めるところによりその旨を町長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて、町の職員の検査を受けなければならない。この場合において検査に特別の費用を要したときは、その工事を行った指定工事店(第8条第1項ただし書きの規定により指定工事店以外の者が工事を行ったときは、その者。以下同じ。)が、その費用を負担しなければならない。

2 (略)

3 町長は、第1項の検査に合格したときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

4 前項の検査済証の様式は、規則で定める。

5 (略)

(取付ます及び取付管の取付及び費用負担)

第11条 公共下水道に下水を流入させるために町が設置する公共下水道の取付ます及び取付管(以下「公共ます等」という。)の箇所数は、一つの敷地につき一箇所とする。ただし、建築物の立地状況その他の理由により、これにより難いと町長が認めたとときはこの限りでない。

2 (略)

(除害施設の設置等)

第14条 (略)

(1) ～ (10) (略)

2 第12条及び前項の規定は、規則で定める項目にかかる汚水で、規則で定める量のものについては適用しない。

(除害施設の新設等の届出)

第15条 除害施設の新設等を行おうとする者は、規則で定めるところに

<p>より、あらかじめその旨を管理者に届け出なければならぬ。また届出た事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(除害施設の管理責任者)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>2 前項の規定により除害施設管理責任者を選任したときは、規程で定めるところにより速やかにその旨を管理者に届け出なければならぬ。除害施設管理責任者を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(水質の測定等)</p> <p>第 17 条 除害施設の設置者及び特定施設の設置者は、規程で定めるところにより除害施設又は特定施設から公共下水道に排除される下水の水質を測定し、その結果を記録しておくなければならない。</p> <p>(除害施設等の設置者からの報告の徴収等)</p> <p>第 18 条 管理者は、公共下水道を適正に管理するために必要な限度において、除害施設の設置者及び特定施設の設置者からその下水を排除する事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関し、報告を徴し、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(改善命令等)</p> <p>第 19 条 管理者は、汚水排除基準に適合しない水質の汚水を公共下水道に排除している者又は除害施設の設置その他必要な措置を怠る者に対しては、当該汚水の公共下水道への排除の停止を命ずることができる。</p> <p>(事故防止等)</p> <p>第 20 条 除害施設の設置者及び特定施設の設置者は、除害施設及び特定施設の事故その他の理由により第 13 条各号又は第 14 条各号に定める基準に適合しない水質の下水が、公共下水道に流入するおそれのあるとき又は流入したときは、応急の処置を講じ、速やかにその旨を管理者に届け出なければならぬ。</p>	<p>より、あらかじめその旨を町長に届け出なければならぬ。また届出た事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(除害施設の管理責任者)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>2 前項の規定により除害施設管理責任者を選任したときは、規則で定めるところにより速やかにその旨を町長に届け出なければならぬ。除害施設管理責任者を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(水質の測定等)</p> <p>第 17 条 除害施設の設置者及び特定施設の設置者は、規則で定めるところにより除害施設又は特定施設から公共下水道に排除される下水の水質を測定し、その結果を記録しておくなければならない。</p> <p>(除害施設等の設置者からの報告の徴収等)</p> <p>第 18 条 町長は、公共下水道を適正に管理するために必要な限度において、除害施設の設置者及び特定施設の設置者からその下水を排除する事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関し、報告を徴し、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(改善命令等)</p> <p>第 19 条 町長は、汚水排除基準に適合しない水質の汚水を公共下水道に排除している者又は除害施設の設置その他必要な措置を怠る者に対しては、当該汚水の公共下水道への排除の停止を命ずることができる。</p> <p>(事故防止等)</p> <p>第 20 条 除害施設の設置者及び特定施設の設置者は、除害施設及び特定施設の事故その他の理由により第 13 条各号又は第 14 条各号に定める基準に適合しない水質の下水が、公共下水道に流入するおそれのあるとき又は流入したときは、応急の処置を講じ、速やかにその旨を町長に届け出なければならぬ。</p>
--	---

<p>(使用開始等の届出)</p> <p>第22条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする者は規程で定めるところによりあらかじめその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならぬ。ただし、雨水のみを排除しようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除しようとするとき、水道水以外の水を使用するための設備を変更しようとするときその他前項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、遅滞なくその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(代理人の選定)</p> <p>第23条 排水設備等及び除害施設等を設けなければならない者又は使用者が町内に居住しないとき、その他<u>管理者</u>が必要と認めるときは、この条例に定める一切の事項を処理させるため、町内に居住する代理人を選定しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により選定すべき代理人は、次の各号の一に該当する者であつてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 現に破産手続開始の決定を受けている者</p> <p>(代表者の選定)</p> <p>第24条 排水設備等を共有する者又は共同で使用する者その他<u>管理</u>者が必要と認めたる者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため代表者を選定しなければならない。</p> <p>(代理人又は代表者の選定届出)</p> <p>第25条 前2条の規定により使用者が代理人又は代表者を選定したときは、<u>規程</u>の定めるところにより、直ちにその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。代理人又は代表者を変更したときも同様とする。</p>	<p>(使用開始等の届出)</p> <p>第22条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする者は<u>規則</u>で定めるところによりあらかじめその旨を<u>町長</u>に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除しようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除しようとするとき、水道水以外の水を使用するための設備を変更しようとするときその他前項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、遅滞なくその旨を<u>町長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(代理人の選定)</p> <p>第23条 排水設備等及び除害施設等を設けなければならない者又は使用者が町内に居住しないとき、その他<u>町長</u>が必要と認めるときは、この条例に定める一切の事項を処理させるため、町内に居住する代理人を選定しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により選定すべき代理人は、次の各号の一に該当する者であつてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 現に破産宣告を受けている者</p> <p>(代表者の選定)</p> <p>第24条 排水設備等を共有する者又は共同で使用する者その他<u>町長</u>が必要と認めたる者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため代表者を選定しなければならない。</p> <p>(代理人又は代表者の選定届出)</p> <p>第25条 前2条の規定により使用者が代理人又は代表者を選定したときは、<u>規則</u>の定めるところにより、直ちにその旨を<u>町長</u>に届け出なければならない。代理人又は代表者を変更したときも同様とする。</p>		
---	---	--	--

<p>(水洗便所の普及及び奨励措置)</p> <p>第26条 管理者は、水洗便所の普及を奨励するために処理区域内の便所を水洗便所(污水管が公共下水道に連結されているものに限る。)に改造する者に対して別に定めるところにより資金の融資を行うことができる。</p> <p>(公共下水道の一時使用)</p> <p>第27条 土木建築工事等による排水その他公共下水道を一時使用しようとする者は、規程で定めるところにより管理査の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第29条 管理者は、生活保護法(昭和25年法律第144号)により生活扶助を受けている場合又は特別の事情により必要があると認められた場合は、使用料を減免することができる。</p> <p>(使用料算定の基準)</p> <p>第30条 使用料は、毎月1回管理査の定める定例日現在における使用水量(前月における定例日からその月における定例日までの間の使用量をいう。)を1ヶ月分(以下「使用月」という。)として算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、使用料の算定について必要な事項は別に管理者が定める。</p> <p>(汚水排出量の認定)</p> <p>第31条 汚水排出量は、次の各号の定めるところにより認定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上水道水以外の水を使用した場合の汚水排出量は、当該上水道水以外の水の使用又は排水の態様を勘案して管理査が認定する。</p> <p>(3) 第27条の規定により許可を受けて一時的に公共下水道を使用した場</p>	<p>(水洗便所の普及及び奨励措置)</p> <p>第26条 町長は、水洗便所の普及を奨励するために処理区域内の便所を水洗便所(污水管が公共下水道に連結されているものに限る。)に改造する者に対して別に定めるところにより資金の融資を行うことができる。</p> <p>(公共下水道の一時使用)</p> <p>第27条 土木建築工事等による排水その他公共下水道を一時使用しようとする者は、規程で定めるところにより町長の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第29条 町長は、生活保護法(昭和25年法律第144号)により生活扶助を受けている場合又は特別の事情により必要があると認められた場合は、使用料を減免することができる。</p> <p>(使用料算定の基準)</p> <p>第30条 使用料は、毎月1回町長の定める定例日現在における使用水量(前月における定例日からその月における定例日までの間の使用量をいう。)を1ヶ月分(以下「使用月」という。)として算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、使用料の算定について必要な事項は別に町長が定める。</p> <p>(汚水排出量の認定)</p> <p>第31条 汚水排出量は、次の各号の定めるところにより認定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上水道水以外の水を使用した場合の汚水排出量は、当該上水道水以外の水の使用又は排水の態様を勘案して町長が認定する。</p> <p>(3) 第27条の規定により許可を受けて一時的に公共下水道を使用した場</p>
--	--

合の汚水排出量は、当該工事の内容、下水の排除の方法その他の態様を勘案して管理者が認定する。排水設備の構造基準は、規程で定めるところによること。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、地下湧水その他の下水を排除した場合の汚水排出量は排水その他の態様を勘案して、管理者が認定する。

2 前項の規定にかかわらず、製氷業その他管理者が認める業を営む場合で、当該営業に伴い使用する量が汚水排水量と著しく異なるときは、管理者は、当該営業を営む者の申告及び排水その他の態様を勘案して、汚水排水量を認定することができる。

(特定排水の水質の認定)

第32条 第28条第3項第2号に規定する特定排水の水質は、管理者が認定する。

(使用料の徴収方法)

第33条 (略)

2 前項の場合において、管理者は第27条の規定により許可を受けて下水を排除して、一時的に公共下水道を使用する者に対して、予定汚水排水量を算定し、当該予定汚水排水量に係る水量使用料を前納させることができる。

3 前項の規定により前納した使用料は、当該一時的に公共下水道を使用する者から、公共下水道の使用を廃止した旨の届出があつたとき、又は管理者が必要と認めたとときに精算する。

(使用料算定のための資料の提出)

第34条 管理者は、汚水排出量の認定、特定排水の認定その他使用料算定に必要な限度において、使用料を納付すべき者に資料の提出を求めることができる。

(計測装置の設置)

第35条 管理者は、汚水排出量又は汚水の水質を認定するため必要と認

合の汚水排出量は、当該工事の内容、下水の排除の方法その他の態様を勘案して町長が認定する。排水設備の構造基準は、規則で定めるところによること。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、地下湧水その他の下水を排除した場合の汚水排出量は排水その他の態様を勘案して、町長が認定する。

2 前項の規定にかかわらず、製氷業その他町長が認める業を営む場合で、当該営業に伴い使用する量が汚水排水量と著しく異なるときは、町長は、当該営業を営む者の申告及び排水その他の態様を勘案して、汚水排水量を認定することができる。

(特定排水の水質の認定)

第32条 第28条第3項第2号に規定する特定排水の水質は、町長が認定する。

(使用料の徴収方法)

第33条 (略)

2 前項の場合において、町長は第27条の規定により許可を受けて下水を排除して、一時的に公共下水道を使用する者に対して、予定汚水排水量を算定し、当該予定汚水排水量に係る水量使用料を前納させることができる。

3 前項の規定により前納した使用料は、当該一時的に公共下水道を使用する者から、公共下水道の使用を廃止した旨の届出があつたとき、又は町長が必要と認めたとときに精算する。

(使用料算定のための資料の提出)

第34条 町長は、汚水排出量の認定、特定排水の認定その他使用料算定に必要な限度において、使用料を納付すべき者に資料の提出を求めることができる。

(計測装置の設置)

第35条 町長は、汚水排出量又は汚水の水質を認定するため必要と認め

<p>めるときは、他人の土地又は建築物に、当該汚水排出量の計量又は当該下水の水質の測定のための装置を設けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(行為の許可等)</p> <p>第37条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、規程で定めるところにより、申請書を管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可を要しない軽微な変更等)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 令第16条に規定する軽微な行為をしようとする者又は前項に規定する軽微な変更をしようとする者は、あらかじめその旨を管理者に届け出なければならない。</p> <p>(都市下水道の維持管理の技術上の基準)</p> <p>第40条の2 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水道の維持管理の技術上の基準は、規程で定める。</p> <p>(占用の許可)</p> <p>第41条 工作物その他の物件を設けることにより下水道の敷地又は施設(以下「敷地等」という。)を占用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。</p> <p>(占用の期間)</p> <p>第42条 下水道の敷地等の占用期間は、5年以内で管理者が定める。占用期間を更新しようとするときも、同様とする。</p> <p>(権利の譲渡等の禁止)</p> <p>第43条 第41条の許可を受けて下水道の敷地等を占用する者(以下「占</p>	<p>るときは、他人の土地又は建築物に、当該汚水排出量の計量又は当該下水の水質の測定のための装置を設けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(行為の許可等)</p> <p>第37条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を町長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可を要しない軽微な変更等)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 令第16条に規定する軽微な行為をしようとする者又は前項に規定する軽微な変更をしようとする者は、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。</p> <p>(都市下水道の維持管理の技術上の基準)</p> <p>第40条の2 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水道の維持管理の技術上の基準は、規則で定める。</p> <p>(占用の許可)</p> <p>第41条 工作物その他の物件を設けることにより下水道の敷地又は施設(以下「敷地等」という。)を占用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。</p> <p>(占用の期間)</p> <p>第42条 下水道の敷地等の占用期間は、5年以内で町長が定める。占用期間を更新しようとするときも、同様とする。</p> <p>(権利の譲渡等の禁止)</p> <p>第43条 第41条の許可を受けて下水道の敷地等を占用する者(以下「占</p>
--	---

用者」という。)は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、管理者の承認を受けたときはこの限りでない。

(無断占有に対する処置)

第45条 管理者は、第41条の規定による許可を受けずに下水道の敷地等を占有する者又は第43条の規定に違反して下水道の敷地等を占有する者に対して、直ちに当該敷地の占有を停止し、工作物その他の物件を撤去し、及び原状に回復することを命ずることができる。

(占有許可の取消し等)

第46条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、下水道の敷地等の占有の許可を取消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を付することができる。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 第43条の規定による管理者の承認を受けずに、その権利を他に譲渡し、又は転貸したとき。

(4) (略)

2 管理者は、下水道の管理上、又は公益上やむを得ない必要が生じた場合は、前項の規定にかかわらず下水道の敷地等の占有の許可を取消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を付することができる。

(原状回復)

第47条 占有者は、第42条による下水道の敷地等の占有期間が満了した場合又は当該占有を廃止した場合は、前条の規定により占有の許可を取消された場合は、下水道の敷地等を占有している工作物その他の物件を撤去して原状に回復し、管理者の検査を受けなければならない。ただし、原状に回復することが不適当と管理者が認められた場合には、この限りでない。

2 前項の規定により下水道の敷地等を原状に回復しようとする占有者

用者」という。)は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、町長の承認を受けたときはこの限りでない。

(無断占有に対する処置)

第45条 町長は、第41条の規定による許可を受けずに下水道の敷地等を占有する者又は第43条の規定に違反して下水道の敷地等を占有する者に対して、直ちに当該敷地の占有を停止し、工作物その他の物件を撤去し、及び原状に回復することを命ずることができる。

(占有許可の取消し等)

第46条 町長は、次の各号の一に該当するときは、下水道の敷地等の占有の許可を取消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を付することができる。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 第43条の規定による町長の承認を受けずに、その権利を他に譲渡し、又は転貸したとき。

(4) (略)

2 町長は、下水道の管理上、又は公益上やむを得ない必要が生じた場合は、前項の規定にかかわらず下水道の敷地等の占有の許可を取消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を付することができる。

(原状回復)

第47条 占有者は、第42条による下水道の敷地等の占有期間が満了した場合又は当該占有を廃止した場合は、若しくは前条の規定により占有の許可を取消された場合は、下水道の敷地等を占有している工作物その他の物件を撤去して原状に回復し、町長の検査を受けなければならない。ただし、原状に回復することが不適当と町長が認められた場合には、この限りでない。

2 前項の規定により下水道の敷地等を原状に回復しようとする占有者

<p>は、あらかじめその旨を<u>管理</u>者に届け出なければならぬ。</p> <p>3 <u>管理</u>者は、第45条の命令に従わない者又は第1項の規定による義務を履行しない占有者がある場合は、その者に代つて当該敷地等を占有する工作物その他の物件を撤去し、及び原状に回復することができる。この場合において、当該命令に従わない者又は占有者はその費用を負担しなければならぬ。</p> <p>(委任)</p> <p>第49条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規程</u>で定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>は、あらかじめその旨を<u>町長</u>に届け出なければならぬ。</p> <p>3 <u>町長</u>は、第45条の命令に従わない者又は第1項の規定による義務を履行しない占有者がある場合は、その者に代つて当該敷地等を占有する工作物その他の物件を撤去し、及び原状に回復することができる。この場合において、当該命令に従わない者又は占有者はその費用を負担しなければならぬ。</p> <p>(委任)</p> <p>第49条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規程</u>で定める。</p>
--	--

(三宅町水洗便所改造資金貸付条例の一部改正)

三宅町水洗便所改造資金貸付条例(昭和60年3月20日条例第11条)の一部を次のとおり改正する。

第4条第1項中「町長」を「下水道事業の権限を有する町長(以下「管理者」という。)」に改める。

第6条第中「町長」を「管理者」に改める。

第6条第3号中「規則」を「規程」に改める。

第7条中「町長」を「管理者」に改める。

第8条中「町長」を「管理者」に改める。

第9条中「町長」を「管理者」に改める。

第10条中「町長」を「管理者」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

三宅町水洗便所改造資金貸付条例

改正案	現行
(貸付けの限度)	(貸付けの限度)
第4条 資金の貸付額は、国の基準、工事費等を勘案して、管理者が別に定める。	第4条 資金の貸付額は、国の基準、工事費等を勘案して、町長が別に定める。
2 (略)	2 (略)
(貸付金の期限前償還)	(貸付金の期限前償還)
第6条 管理者は、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が、次の各号の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず貸付金の全部又は一部につき期限前償還を請求することができる。	第6条 町長は、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が、次の各号の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず貸付金の全部又は一部につき期限前償還を請求することができる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
(3) この条例又はこの条例に基づく規程に違反したとき。	(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
(4) (略)	(4) (略)
(違約金)	(違約金)
第7条 管理者は、借受人が支払期日までに前2条に規定する償還を行わなかつたときは、延滞金額に年14.6パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき災害その他やむを得ない理由があるとき、この限りでない。	第7条 町長は、借受人が支払期日までに前2条に規定する償還を行わなかつたときは、延滞金額に年14.6パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき災害その他やむを得ない理由があるとき、この限りでない。
(償還方法の特例)	(償還方法の特例)
第8条 管理者は、借受人が火災その他の災害によつて償還が困難となつたときは、借受人の申請によりその償還の条件を変更することができる。	第8条 町長は、借受人が火災その他の災害によつて償還が困難となつたときは、借受人の申請によりその償還の条件を変更することができる。
(資金の貸付時期)	(資金の貸付時期)

第9条 資金の貸付時期は、水洗便所改造工事完了後管理者が行う所定の検査に合格し、三宅町下水道条例(昭和59年9月三宅町条例第39号)第22条に規定する使用開始の届出のあつた後貸付けるものとする。
(委任規定)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第9条 資金の貸付時期は、水洗便所改造工事完了後町長が行う所定の検査に合格し、三宅町下水道条例(昭和59年9月三宅町条例第39号)第22条に規定する使用開始の届出のあつた後貸付けるものとする。
(委任規定)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

(三宅町公共下水道事業基金条例の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 三宅町公共下水道整備対策基金条例（昭和60年9月三宅町条例第19号）
例（昭和42年12月三宅町条例第16号）

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。